



宮 崎 県 公 報

平成23年7月4日(月曜日) 第 2299 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定(国保・援護課) 1	1
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定(") 1	1
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更(") 1	1
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更(") 2	2
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止(") 2	2
○道路の区域の変更(4件)(道路保全課) 2	2
○道路の供用の開始(3件)(") 3	3

公 告

○宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の手続の公表(総務課) 3	3
○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)(農村整備課) 4	4
○土地改良区の役員の退任の届出(") 6	6
○県営土地改良事業計画の策定(") 6	6
教育委員会告示	
○平成24年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱 6	6
雑 報	
○平成23年度行政書士試験の実施について 6	6
○宮崎県市町村職員共済組合の平成22年度決算の要旨 8	8
正 誤	
○平成23年6月23日付け県公報(第2296号)中 9	9

告 示

宮崎県告示第 570号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市清武町あさひ1丁目1-2	小規模多機能型居宅介護支援事業所ひかり苑	宮崎県日南市星倉1丁目11-18	平成23年4月1日
医療法人山仁会 山口整形外科	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3253番地3	グループホーム メゾン・こもればい	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋4775番地	平成23年3月14日

宮崎県告示第 571号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社洋幸	宮崎県児湯郡川南町川南 27483 番地	居宅介護支援事業所 はびねす	宮崎県児湯郡川南町川南 27446 番地	平成23年4月13日

宮崎県告示第 572号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人社団 健賢会	宮崎県延岡市大貫町 2-1206-1	医療法人社団 健賢会 あおぞらヘルパー事務所	宮崎県延岡市大貫町 2-1206-1

2 届出事項

居宅介護事業者の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団 健腎会	特定医療法人 健腎会	平成23年 3月30日

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団 健腎会 あおぞらヘルパー事務所	医療法人社団 健腎会 あおぞらヘルパー事務所	平成23年 3月30日

宮崎県告示第 573号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ひかり苑	宮崎県宮崎市熊野 字今江9898番地2	グループ ホームひ かり苑日 南	宮崎県日南市大字楠 原下耕整19番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県日南市大字楠原下 耕整19番地	宮崎県日南市星倉1丁目 11番地18	平成23年 4月1日

宮崎県告示第 574号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
企業組合居 宅サービス 大地	宮崎県都城 市上水流町 1182番地8	企業組合居 宅サービス 大地	宮崎県都城 市上水流町 1182番地8	平成23年 4月30日

宮崎県告示第 575号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年7月4日から平成23年7月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦 町古江字宮 ノ前1841番 1地先から 同市同町古 江字壱町島 1985番1地 先まで	旧	13.9～ 20.5	22.2
				新	12.6～ 18.4	22.2

宮崎県告示第 576号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年7月4日から平成23年7月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1682番57地 先から同郡 同村同大字 同字1682番 57地先まで	旧	4.7～ 6.3	73.0
				新	5.1～ 42.7	73.0

宮崎県告示第 577号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年7月4日から平成23年7月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1682番58地 先から同郡 同村同大字 同字1653番 2地先まで	旧	4.8～ 8.8	48.6
				新	5.4～ 17.3	39.0

宮崎県告示第 578号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成23年 7 月 4 日から平成23年 7 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年 7 月 4 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1682番58地 先から同郡 同村同大字 同字1653番 2地先まで	平成23年 7 月 4 日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字下 滝下2167番 1地先から 同郡同町同 大字同字21 66番1地先 まで	旧	6.2～ 12.0	41.0
				新	10.4～ 16.0	41.0

宮崎県告示第 579号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成23年 7 月 4 日から平成23年 7 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年 7 月 4 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字下 滝下2167番 1地先から 同郡同町同 大字同字21 66番1地先 まで	平成23年 7 月 4 日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1682番57地 先から同郡 同村同大字 同字1682番	平成23年 7 月 4 日

宮崎県告示第 580号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成23年 7 月 4 日から平成23年 7 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年 7 月 4 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1682番58地 先から同郡 同村同大字 同字1653番 2地先まで	平成23年 7 月 4 日

宮崎県告示第 581号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成23年 7 月 4 日から平成23年 7 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年 7 月 4 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字下 滝下2167番 1地先から 同郡同町同 大字同字21 66番1地先 まで	平成23年 7 月 4 日

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 の規定により、宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。
平成23年 7 月 4 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- 1 名称 宮崎県東京学生寮
- 2 所在地 東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 2 号
- 3 設置目的 宮崎県出身者で東京都及びその周辺に所在する大学等の学生に就学の便宜を図ること。
- 2 指定期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) 学生寮の入退寮手続に関する業務
 - (2) 学生寮における寮監業務
 - (3) 学生寮の維持及び保全に関する業務
 - (4) その他宮崎県東京学生寮指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の 4 及び宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）第19条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
 - (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、学生寮の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 - (4) 環境保全への対応等がなされていること。
- 8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県東京学生

- 寮指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総務部総務課庁舎担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7290
 - (2) 配布期間 平成23年 7 月 5 日から平成23年 9 月 6 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
 - 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 提出期間 平成23年 8 月10日から平成23年 9 月 6 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
 - 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県総務部総務課庁舎担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7290
 - 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、石山土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地イ 2
理 事	天神原 修	都城市高城町石山1135番地ロ
理 事	中 吉 幸 一	都城市高城町石山2718番地 4
理 事	池 澤 孝 一	都城市高城町石山1596番地
理 事	松 木 行 治	都城市高城町石山1032番地
理 事	川 畑 博 男	都城市高城町有水2887番地
監 事	末 広 義 美	都城市高城町石山2388番地
監 事	中 園 茂 昌	都城市高城町石山1916番地

（任期：平成27年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地イ 2

理 事	天神原 修	都城市高城町石山1135番地ロ
理 事	中 吉 幸 一	都城市高城町石山2718番地 4
理 事	池 澤 孝 一	都城市高城町石山1596番地
理 事	松 木 堯 子	都城市高城町石山1032番地
理 事	川 畑 博 男	都城市高城町有水2887番地
監 事	末 広 義 美	都城市高城町石山2388番地
監 事	中 園 茂 昌	都城市高城町石山1916番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	富 吉 浩 一	都城市高城町石山2702番地
理 事	吉 永 等	都城市高城町石山2709番地
理 事	大 木 成 子	都城市高城町石山1723番地
理 事	福 島 利 美	都城市高城町石山2361番地
理 事	末 弘 俊 郎	都城市高城町石山2388番地
監 事	前 田 茂	都城市高城町石山1567番地 2
監 事	池 島 敏 男	都城市高城町石山 992番地
監 事	黒 肱 傳	都城市高城町石山1699番地 2

（任期：平成27年4月30日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	中 吉 利 春	都城市高城町石山2717番地
理 事	中 吉 孝 男	都城市高城町石山2717番地
理 事	今 井 幸 治	都城市高城町石山2366番地
理 事	末 広 司	都城市高城町石山1543番地 4
理 事	水 間 悟	都城市高城町石山2695番地

監 事	下 川 正	都城市高城町石山1128番地
監 事	榎 木 和 美	都城市高城町石山1632番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山之口土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	北 園 紘 美	都城市山之口町富吉3943番地
理 事	川 内 辰 雄	都城市山之口町花木 781番地 4
理 事	中 園 軍 二	都城市山之口町富吉4033番地
理 事	迫 園 正 男	都城市山之口町花木2054番地
理 事	田 上 義 行	都城市山之口町富吉2389番地
理 事	蔵 屋 悟	都城市山之口町花木2038番地 5
理 事	連 城 守	都城市山之口町花木1648番地
監 事	川 内 邦 昭	都城市山之口町花木 234番地 4
監 事	北 園 敏 夫	都城市山之口町富吉3981番地 1

（任期：平成27年1月10日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	北 園 紘 美	都城市山之口町富吉3943番地
理 事	川 内 辰 雄	都城市山之口町花木 781番地 4
理 事	中 園 軍 二	都城市山之口町富吉4033番地
理 事	連 城 守	都城市山之口町花木1648番地
理 事	迫 園 正 男	都城市山之口町花木2054番地
理 事	蔵 屋 悟	都城市山之口町花木2038番地 5
理 事	田 上 義 行	都城市山之口町富吉2389番地
監 事	蔵 屋 信 雄	都城市山之口町花木2039番地 5

監 事	蔵 屋 米 昭	都城市山之口町花木1595番地
監 事	北 園 敏 夫	都城市山之口町富吉3981番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成23年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	肥 田 良 男	都城市高城町大井手2813番地 1
理 事	田 畑 樹	都城市高城町穂満坊 480番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、下拂 1 号地区県営土地改良事業（日向市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年7月4日から平成23年8月2日まで

3 縦覧場所

日向市役所農業水産課内

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 3 号

平成24年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

平成23年7月4日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

平成24年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

2 応募資格

平成24年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成24年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目

」（以下「実施細目」という。）による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

宮崎県教育研修センター（宮崎市阿波岐原町前浜4276番 729）

電話番号 0985（24）3122

- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

宮崎県立宮崎西高等学校（宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地 2）

電話番号 0985（48）1021

- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校（都城市妻ヶ丘町27街区15号）

電話番号 0986（23）0223

6 日程

- (1) 入学者選抜検査

平成24年1月14日（土）

- (2) 入学者選抜検査結果通知の投函

平成24年1月18日（水）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

雑 報

平成23年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により宮崎県知事から委任された平成23年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成23年7月4日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成23年11月13日（日） 午後 1 時から午後 4 時まで

2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校（宮崎市天満町 9 - 1）

3 試験の科目及び方法

- (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保

関連する一般知識等 (出題数14題)	護、文章理解	<p>② 利用できるクレジットカード VISA・Master・UC</p> <p>③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。</p> <p>ウ 受付期間</p> <p>① 平成23年8月1日(月)午前9時から8月30日(火)午後5時まで この出願システムは、8月30日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。</p> <p>② 最終日(8月30日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 日時 平成24年1月30日(月)午前9時</p> <p>(2) 方法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。 また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)に合格者の受験番号を掲載します。</p> <p>7 その他 詳細については、財団法人行政書士試験研究センター(電話：03-5251-5600)、宮崎県行政書士会(電話：0985-24-4356)又は宮崎県総務部市町村課(電話：0985-26-7116)にお問い合わせください。</p>
<p>(2) 試験の方法</p> <p>ア 試験は、筆記試験によって行います。</p> <p>イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。 * 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。</p>		
<p>4 受験手続</p>		
<p>(1) 郵送による受験申込み</p>		
<p>ア 受付期間</p>		
<p>平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで</p>		
<p>イ 受付場所</p>		
<p>財団法人行政書士試験研究センター(東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館1階)</p>		
<p>受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月2日の消印があるものまで受け付けます。</p>		
<p>ウ 提出書類</p>		
<p>受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)</p>		
<p>エ 受験手数料</p>		
<p>7,000円</p>		
<p>受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。</p>		
<p>オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所</p>		
<p>① 郵送配布</p>		
<p>(ア) 配布期間</p>		
<p>平成23年8月1日(月)から8月26日(金)まで</p>		
<p>(イ) 配布方法</p>		
<p>郵送を希望する方は、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。ただし、8月26日必着のこと。</p>		
<p>郵便番号 100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター</p>		
<p>② 窓口配布</p>		
<p>(ア) 配布期間</p>		
<p>平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで</p>		
<p>(イ) 配布場所</p>		
<p>財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場</p>		
<p>(2) インターネットによる受験申込み</p>		
<p>ア 受験申込み画面への入力</p>		
<p>財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。</p>		
<p>イ 受験手数料の払込み</p>		
<p>① 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。</p>		

宮崎県市町村職員共済組合公告

宮崎県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成22年度決算の要旨を公告する。
平成23年7月4日

宮崎県市町村職員共済組合
理事長 河野利美

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財形
収入	負担金	3,433,658	11,501,721		116,800	215,055					
	掛金	3,477,348	5,486,814			211,943					
	施設収入・商品売上						79,321				
	連合会交付金等	507,104			47,221	5,767			11,984		
	利息及び配当金	158		176,153	446	159	2	54,284	2	2	1
	その他の収入	11,781			12		15,525	1,772	167,560	71,981	
	他経理から繰入				21,636		170,000				
	前年度支払準備金	538,758									
	計	7,968,807	16,988,535	176,153	186,115	432,924	264,848	56,056	179,546	71,983	1
支出	給付	3,560,404									
	役職員給与				97,244	50,686	23,263	17,495	12,515	13,295	
	旅費・事務費				1,962	10,781	2,418	1,737	1,414	2,687	
	商品仕入						498				
	委託費				1,794	7,819	59,994	521	94	556	
	支払利息			176,153			2,927	19,045	147,008	17,001	
	連合会払込金	454,020				586			8,936		
	前期高齢者納付金	1,622,919									
	後期高齢者支援金	1,112,456									
	負担金・掛金払込金		16,988,535		51,936						
	他経理へ繰入	21,636				170,000					
	その他の支出	749,194			24,650	204,832	81,686	4,575	14,543	13,505	
	次年度支払準備金	558,295									
計	8,078,924	16,988,535	176,153	177,586	444,704	170,786	43,373	184,510	47,044	0	
差引当期利益又は当期損失金(△)	△ 110,117	-	-	8,529	△ 11,780	94,062	12,683	△ 4,964	24,939	1	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財形
資 産	流動資産	361,944	2,705	310,043	260,202	228,626	7,090	796,342	302,001	1,204,779	165
	固定資産			7,580,977	620	1,791	1,159,113	4,355,500	5,860,305		
	繰延資産				203	332				267	
	資産合計	361,944	2,705	7,891,020	261,025	230,749	1,166,203	5,151,842	6,162,306	1,205,046	165
負 債	流動負債	29,034	2,705		460	3,586	29,369	4,951,795	100	50,076	
	固定負債	558,295		7,891,020	146,101	57,209	239,569	17,880	6,119,949	901,918	
	負債合計	587,329	2,705	7,891,020	146,561	60,795	268,938	4,969,675	6,120,049	951,994	0
純 資 産	資本剰余金										
	利益剰余金				114,464	169,954	897,265	182,167	42,257	253,052	165
	欠損金	△ 225,385									
純資産合計	△ 225,385	0	0	114,464	169,954	897,265	182,167	42,257	253,052	165	
負債・純資産合計	361,944	2,705	7,891,020	261,025	230,749	1,166,203	5,151,842	6,162,306	1,205,046	165	

正 誤

平成23年 6 月23日付け県公報 (第2296号) 中

ページ	段	行	誤	正
2	左	48	平成28年10月30日	平成28年10月31日

--	--